第36期定時株主総会招集ご通知における

インターネット開示事項

① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」…… １頁

② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」…… ２頁

③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」…… ６頁

④ 連結計算書類の「連結注記表」…… ７頁

⑤ 計算書類の「株主資本等変動計算書」…… ２２頁

⑥ 計算書類の「個別注記表」…… ２３頁

上記の事項は、法令及び定款の規定により、インターネット上の当社ウェブサイト（https://melco-hd.jp/ir/zaimu/kabunushi_soukai.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供いたしております。

株式会社メルコホールディングス

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

   該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

   該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

   該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、法令、社会規範を遵守、道徳・倫理に基づいた行動を徹底し、コンプライアンスに根差した公正で誠実な経営を実践する。このために、当社は、当社取締役を当社グループのコンプライアンス担当役員とし、関係規程を定めて当社グループのコンプライアンスの推進をはかる。当社グループのコンプライアンスの状況は、コンプライアンス担当役員から当社取締役会に報告される。
② 当社グループの役員及び使用人は、行動規範を定めた「コンプライアンスカード」及び「コンプライアンスハンドブック」を常に参照し、自らの行動がコンプライアンスに沿ったものであるかを常に確認し行動する。
③ 当社グループの役員及び使用人が、法令違反や社内規程違反を含む不正行為等について直接通報できる窓口を設け、この内部通報制度により不正行為等の早期発見と是正を通じたコンプライアンスの強化を行う。また、当社グループは、内部通報をしたものに対して当該行為を理由として不利益な取り扱いを行わない。
④ 当社内に内部監査部門を設置し、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況について監査を実施する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制（情報管理体制）

① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
② 取締役及び監査役は、適時前項の情報を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

① 当社グループは、当社グループ全体のリスクを適切に認識し管理するための規程として「リスク管理規程」を定め、経営方針の実現を阻害する全ての要因をリスクとして把握・評価し、必要な対策を講じる。
② リスクが顕在化した場合には、適切かつ迅速な対応を行い、損害及び影響を最小限に抑える体制を整える。

(4) 当社取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制（効率的職務執行体制）

① 当社は定時取締役会を原則、月１回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
② 当社は「取締役会運営規程」により取締役会の適切かつ円滑な運営を図ると共に、社外取締役の参加により経営の透明性と健全性の維持に努める。
③ 当社グループは、「組織管理規程」「職務権限規程」に定める職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保する体制（グループ内部統制体制）

① 当社グループの内部統制の整備及び運用状況を監督する組織として、当社取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制委員会は、当社グループ横断的に内部統制の整備運用状況について確認評価を行い、定期的に取締役会に報告する。
② 当社グループ各社の代表取締役及び業務担当取締役は、内部統制責任者として、管掌する会社及び組織機構が適切な内部統制システムの整備運用を行い、その状況を内部統制委員会に報告する。
③ 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性の確保に努める。
④ 当社子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」を定め、当社取締役会の付議基準とあわせ、各社の経営上の重要事項については、当社取締役会・経営会議もしくは当該子会社を担当する当社取締役の事前承認またはこれらへの報告を義務付ける。

(6) 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制（実効的監査体制）

① 当社監査役から要請があった場合、当社グループはその職務を補助するために必要な監査役スタッフを配置する。
② 監査役スタッフは、当社監査役の職務を補助するに際しては、当社監査役の指揮命令にのみ従うものとし、その選任、異動、人事考課については当社監査役会の意見を聴取し、尊重する。
③ 当社監査役は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける。
④ 当社グループの役員及び使用人は、当社監査役に対して、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告する。また、当社監査役は、必要に応じ随時、当社グループの役員及び使用人に対し報告を求めることができる。また、当社グループは、これらの報告をしたものに対して当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
⑤ 当社監査役の職務の執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払い又は償還に応ずる。
⑥ 当社監査役は、当社グループの監査役、会計監査人、及び内部監査部門と、定例及び随時の情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。
当期において実施いたしました主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般についての取り組み
内部統制規程に基づき、当期は内部統制委員会を２回開催し、その中で当社グループの各社・各部門から報告を受け、内部統制システムの運用状況を確認しました。

(2) コンプライアンスに関する取り組み
当期は、昨期にグループ内で下請法違反が判明したことを受け、コンプライアンス推進テーマとして下請法違反防止の徹底を掲げ活動を行いました。

また、コンプライアンスや内部通報制度についての周知活動を e-Learning 等を用いて継続して行っております。

内部通報は適切に対応されており、コンプライアンス委員会に報告されております。当期において、重大な法令違反等にかかわる通報はありませんでした。

(3) リスクと危機の管理に関する取り組み

リスク管理規程に基づき、各部門においてリスクの洗い出し・評価を行い、対策を立案しました。その取り組みに関し、内部統制責任者、内部統制委員会に報告しました。

(4) 子会社管理に関する取り組み

「関係会社管理規程」に基づき、子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。また、子会社の業務内容については、取締役会、経営会議にて重要な業務執行状況を把握し監督しております。

子会社の取締役を内部統制責任者とし、内部統制委員会において報告を行い、内部統制委員会が各子会社の内部統制システムの整備・運用の監督を行いました。

当社の内部監査部門は、子会社の内部監査も実施しております。

(5) 監査役監査に関する取り組み

監査役は、全員が取締役会・経営会議に出席し、経営意思決定プロセスや内部統制の整備及び運用状況等を監査し、必要により意見表明を行っております。

常勤監査役は、内部統制委員会及びその他重要会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧し、主要子会社の経営会議等重要な会議にも出席し、３密を避けながら棚卸往査も実施しました。これらの監査活動を通じて得た所見を監査役会にて情報の共有を行う他、必要に応じて随時監査役間で情報共有も行いました。

また、子会社の監査役とは計画的に監査役連絡会を開催し、随時情報交換をしております。

内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互に情報交換・意見交換を行い、監査役連絡会にも参加してもらい、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

また、会計監査人からは、監査計画及び四半期レビュー及び年度監査結果の受領並びに意見交換を行いました。また、常勤監査役は、随時会計監査人と情報交換を実施しました。

(6) 当社連結子会社社員の不正行為について

当期において、当社連結子会社であるシマダヤ関東株式会社の社員による不正送金等の不正行為が行われていたこと（以下「本件不正行為」といいます。）が発覚しました。当社は、これを受けて外部専門家を交えた内部調査委員会を設置して調査を進め、2022 年 4 月 26 日に公表しました「当社連結子会社社員の不正行為に係る社内調査結果等に関するお知らせ」において調査結果等を報告しております。

調査の結果、本件不正行為の発生原因は、シマダヤ関東株式会社の内部管理体制の不備及び役職員のコンプライアンス意識の欠如にありましたが、共謀や組織的な関与の事実は発見されませんでした。したがって、本件不正行為は同社社員単独の策謀によるものであり、他の重要な業務プロセスに影響を及ぼすものではなく、これが当社グループ全体の内部統制の有効性を否定するものではないと判断しております。また、シマダヤ東北株式会社及びシマダヤ西日本株式会社についても調査範囲を拡大して同様の調査を行いましたが、これらにおい

ても、現預金の残高管理・チェック体制を含む内部管理体制に不備は発見しておりません。

再発防止策としては、経理業務プロセスの各段階において牽制が効くよう支払業務フローの見直しや強化を図る等の方法によるものとし、2022 年 3 月中に、上記 3 社において再発防止策を実施したことの確認と検証までを完了し、問題ありませんでした。

今後、このような事態が再発しないよう更なる業務の適正を確保するための体制を強化してまいります。

連結株主資本等変動計算書

（自2021年４月１日　至2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	4,404	65,117	△ 18,735	51,786
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,391		△ 1,391
親会社株主に帰属する当期純利益			9,346		9,346
自己株式の取得				△ 4,668	△ 4,668
自己株式の処分		1,736		5,834	7,570
自己株式の消却		△ 5,890	△ 8,193	14,083	－
持分法の適用範囲の変動			17		17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△ 4,154	△ 219	15,249	10,875
当期末残高	1,000	250	64,898	△ 3,486	62,662

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	765	176	△ 187	△ 370	383	22	52,193
当期変動額							
剰余金の配当							△ 1,391
親会社株主に帰属する当期純利益							9,346
自己株式の取得							△ 4,668
自己株式の処分							7,570
自己株式の消却							－
持分法の適用範囲の変動							17
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 160	67	76	71	54	－	54
当期変動額合計	△ 160	67	76	71	54	－	10,930
当期末残高	605	243	△ 110	△ 299	438	22	63,123

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てして表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	20 社
主要な連結子会社名	株式会社バッファロー、シマダヤ株式会社、その他 18 社
(2) 非連結子会社の数	１社
主要な非連結子会社名	島田屋共和食品加工協同組合
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数	２社
主要な会社名	株式会社セゾン情報システムズ、その他１社 株式会社セゾン情報システムズにつきましては、新たに株式を取得したことから当連結会計年度より持分法の範囲に含めております。また、持分法適用会社であった AOS データ株式会社は、第三者割当増資により当社の持分比率が減少したため、持分法適用の範囲から除外しております。
(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数	１社
主要な会社名	島田屋共和食品加工協同組合
持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社１社の決算日は、12 月 31 日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。
② デリバティブ	時価法
③ 棚卸資産	IT 関連事業は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用し、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しております。 食品事業は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は主として定額法を採用しております。（ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）
② 無形固定資産（リース資産を除く）	当社及び国内連結子会社は定額法を採用し、在外連結子会社は所在地国の会計基準に基づく定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（研究開発用のもの３年、その他のもの５年）に基づいております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
② 役員賞与引当金	役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
③ 役員退職慰労引当金	当社及び連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。
④ リサイクル費用引当金	リサイクル対象製品等の回収及び再資源化に備えるため、台数を基準として支出見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金　　製品の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく合理的な見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① IT 関連事業　　主に国内の事業者及び一般顧客に対してIT機器・家電製品等の商品の販売、製品の保守サービスの提供をしております。

商品の販売においては、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。また、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート、返品及び販売促進費等の名目で顧客に支払う対価の一部について控除しております。

製品の保守サービスについては一定の期間を設けその期間内において製品の修理・交換等のサービスを提供するものであり、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間に渡り収益を認識しております。

なお、これらに関する取引の対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常１年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしておりません。

② 食品事業　　国内の事業者及び一般消費者に対して製麺等の商品を販売しており、引き渡し等により顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることとなりますが、適用指針第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を認識しております。なお、商品の販売に関する対価については、商品の引き渡し又はサービス提供開始から通常１年以内に支払を受けており、重要な金融要素の調整はしておりません。

③ 金融事業　　投資運用サービスの提供をしており、期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間に渡り収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　　為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

なお、連結会社間取引に付されたヘッジ目的のデリバティブについては、連結会社間の債権債務の相殺消去に伴い時価評価を行った上で、評価差額は当期の損益として処理しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	デリバティブ取引（為替予約取引）
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務
③ヘッジ方針	将来の為替相場変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
④ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジの有効性を確保できるような為替予約取引の利用を行っております。
⑤その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの	取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従って行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、一部の連結子会社は期間定額基準によっております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。 なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
② 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用	当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税

	効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定となっております。
④のれんの償却方法及び償却期間	のれんの償却については、投資単位ごとに投資効果の発現する期間で均等償却しております。

（会計方針の変更等）

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。また、有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は 227 百万円減少し、販売費及び一般管理費は 227 百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に変更はありません。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受収益」は、当連結会計年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結財務諸表への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

・固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
有形固定資産	9,921
無形固定資産	55

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の食品事業の連結子会社グループでは、工場別に資産のグルーピングを行っており、工場損益の悪化、工場の主要な資産の市場価格の著しい下落等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された資産に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの基礎となる将来計画は、経済環境の変化による不確実性を伴うとともに、経営者の主観的な判断も介在するため、仮定の見直しが必要となった場合、翌年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシア・ウクライナ情勢の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大及びロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスクは、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社グループに及ぼす影響を予測することは困難ですが、この影響は翌連結会計年度（2023 年３月期）の一定の期間にわたり継続するという一定の仮定に基づいて、当連結会計年度（2022 年３月期）の会計上の見積りを行っております。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシア・ウクライナ情勢等の状況や経済への影響によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

・当社連結子会社社員の不正について

2017 年以降、当社連結子会社の経理社員がその立場を利用し、会社の銀行口座から自らの銀行口座に不正に送金を繰り返していたこと、架空の経費の計上などの帳簿改ざんを行っていたことが判明いたしました。

当該不正行為による影響額については、不正送金相当額の長期未収入金に対する貸倒引当金の繰入額 98 百万円を営業外費用に、過年度分の経費等の修正額 74 百万円をその他の営業外収益にそれぞれ計上している他、法人税、住民税及び事業税を 27 百万円計上しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

輸入に係る関税及び消費税等の延納に対する担保

投資有価証券　650百万円

(2) 担保に係る債務

輸入に係る関税及び消費税等

未払金　40百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	22,237,873	－	4,300,000	17,937,873
合計	22,237,873	－	4,300,000	17,937,873
自己株式				
普通株式（注）2、3	6,322,195	823,551	6,081,387	1,064,359
合計	6,322,195	823,551	6,081,387	1,064,359

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の減少4,300,000株は、取締役会決議にもとづく自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の数の増加823,551株は、取締役会決議にもとづく自己株式の取得による増加823,300株、単元未満株式の買取りによる増加251株であります。

3. 普通株式の自己株式の数の減少6,081,387株は、取締役会決議にもとづく第三者割当による自己株式の処分による減少1,781,297株、自己株式の消却による減少4,300,000株、単元未満株式の売渡しによる減少90株であります。

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年５月25日取締役会	普通株式	636	40	2021年３月31日	2021年６月28日
2021年10月29日取締役会	普通株式	754	50	2021年９月30日	2021年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年５月27日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,012	60	2022年３月31日	2022年６月30日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全かつ効率的な運用を最優先に考え、現時点では安全性の高い短期の預金及び有価証券等を中心に行っております。資金調達については、グループ内ファイナンスを活用しつつ、外部金融機関からの当座貸越契約枠を確保しております。

なお、デリバティブは内部管理規程に従い、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る信用リスクに関しては、与信管理規程に沿った管理を行っており、取引信用保険契約も利用し、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、随時（最低四半期ごと、対象によっては毎週）時価の把握を行っております。また、定期的に取締役会にて時価及び損益状況を確認し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払法人税等、未払費用並びに未払金は、ほとんどが１年以内の支払期日です。営業債務に係る流動性リスクに関しては、当社グループは十分な手元流動性と金融機関からの当座貸越契約枠を保持しており、更にグループ内ファイナンスによる資金の集中と配分を行う制度も整備しております。

短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。

海外との取引に対して発生する外貨建売掛金及び外貨建買掛金は、為替の変動リスクを有しておりますが、原則としてすべての外貨建債権債務に対し、デリバティブである先物為替予約を利用して、ヘッジしております。

なお、デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に従って行っており、常時契約額及び損益影響の管理をしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 248 百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 *1（百万円）	時価 *1（百万円）	差額（百万円）
有価証券及び投資有価証券			
①関連会社株式	7,645	8,546	901
②その他有価証券	9,455	9,455	－
長期借入金 *2	(961)	(961)	△0
デリバティブ取引 *3			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	15	15	－
② ヘッジ会計が適用されているもの	350	350	－

(*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
(*2) 連結貸借対照表上の１年内返済予定の長期借入金 861 百万円は長期借入金に含まれております。
(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券				
①関連会社株式	－	－	－	－
②その他有価証券	2,768	－	－	2,768
長期借入金	－	－	－	－
デリバティブ取引	－	365	－	365

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
①関連会社株式	8,546	－	－	8,546
②その他有価証券	－	－	－	－
長期借入金	－	(961)	－	(961)
デリバティブ取引	－	－	－	－

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

また、当社が保有する有価証券は主に投資信託（連結貸借対照表計上額6,687百万円）になりますが、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年内閣府令第９号　附則第５条第６項）により、当該注記を行っておりません。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　3,739.64円

１株当たり当期純利益　584.32円

（ストック・オプションに関する注記）

１．ストック・オプションに係る資産計上額又は費用計上額及び科目名

該当事項はありません

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）　ストック・オプションの内容

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分数及び人数	当社取締役　３名 当社従業員　８名 当社子会社／孫会社 取締役　16名	当社子会社従業員　81名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 1,270,000株	普通株式 105,000株
付与日	2018年９月７日	2018年９月７日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	自 2018年９月７日 至 2023年３月31日	自 2018年９月７日 至 2023年３月31日
権利行使期間	自 2023年７月１日 至 2024年６月30日	自 2023年７月１日 至 2024年６月30日

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
付与対象者の区分数及び人数	当社従業員　３名 当社子会社／孫会社取締役　６名 当社子会社／孫会社従業員　３名	当社従業員　１名 当社子会社従業員　20 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 234,400 株	普通株式 18,600 株
付与日	2019 年 11 月 25 日	2019 年 11 月 25 日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	自 2019 年 11 月 25 日 至 2023 年３月 31 日	自 2019 年 11 月 25 日 至 2023 年３月 31 日
権利行使期間	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日

	第９回新株予約権	第 10 回新株予約権
付与対象者の区分数及び人数	当社従業員　11 名 当社子会社取締役　４名 当社子会社従業員　６名	当社従業員　１名 当社子会社従業員　48 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 302,200 株	普通株式 47,100 株
付与日	2020 年９月８日	2020 年９月８日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	自 2020 年９月８日 至 2023 年３月 31 日	自 2020 年９月８日 至 2023 年３月 31 日
権利行使期間	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日

	第 11 回新株予約権	第 12 回新株予約権
付与対象者の区分数及び人数	当社従業員　５名 当社子会社取締役　１名 当社子会社従業員　13 名	当社従業員　２名 当社子会社従業員 196 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）１	普通株式 242,000 株	普通株式 158,000 株
付与日	2021 年３月 31 日	2021 年３月 31 日
権利確定条件	（注）２	（注）２
対象勤務期間	自 2021 年３月 31 日 至 2023 年３月 31 日	自 2021 年３月 31 日 至 2023 年３月 31 日
権利行使期間	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日	自 2023 年７月１日 至 2024 年６月 30 日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権者は、2023 年３月期の経常利益が 125 億円を超過した場合、または 2022 年３月期および 2023 年３月期の経常利益の平均値が 110 億円を超過した場合に、新株予約者に割り当てられた全ての新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載

される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の経常利益を参照するものとする。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

（２） ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2022 年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	1,090,000	100,200
付与	－	－
失効	20,000	1,500
権利確定	－	－
未確定残	1,070,000	98,700
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定付与	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	224,400	18,600
付与	－	－
失効	10,000	500
権利確定	－	－
未確定残	214,400	18,100
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定付与	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

	第９回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	302,200	47,100
付与	－	－
失効	－	500
権利確定	－	－
未確定残	302,200	46,600
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定付与	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	242,000	158,000
付与	－	－
失効	－	2,000
権利確定	－	－
未確定残	242,000	156,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定付与	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

② 単価情報

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格（円）	4,210	4,210
行使時平均単価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	976	976

	第７回新株予約権	第８回新株予約権
権利行使価格（円）	4,210	4,210
行使時平均単価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	401	401

	第９回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格（円）	4,210	4,210
行使時平均単価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	202	202

	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利行使価格（円）	4,210	4,210
行使時平均単価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	743	743

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
権利確定条件を考慮し、失効数を見積もっております。

（収益認識に関する注記）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりになります。

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	IT関連	食品	金融	計		
売上高						
一時点で移転される財	110,316	31,317	－	141,633	－	141,633
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,844	－	657	2,502	1	2,503
顧客との契約から生じる収益	112,161	31,317	657	144,136	1	144,137
その他の収益	－	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	112,161	31,317	657	144,136	1	144,137

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、注記事項「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4)収益及び費用の計上基準」及び「(会計方針の変更等)」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１） 契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	14,578
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,930
契約負債（期首残高）	2,981
契約負債（期末残高）	4,078

契約負債は主に製品の保守サービスについて、顧客から受け取った翌期以降分の前受金に関するものであります。契約負債は収益認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,417百万円であります。また当連結会計年度における契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識によるものであります。

（２） 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっては実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務はIT関連事業における保守サービスに関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結会計年度
１年以内	1,140
１年超２年以内	996
２年超３年以内	723
３年超	832
合計	3,693

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	250	12,037	12,287	57,123	57,123	△ 18,735	51,676
当期変動額								
剰余金の配当					△ 1,391	△ 1,391		△ 1,391
当期純利益					5,266	5,266		5,266
自己株式の取得							△ 4,668	△ 4,668
自己株式の処分			1,736	1,736			5,834	7,570
自己株式の消却			△ 13,774	△ 13,774	△ 309	△ 309	14,083	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	△ 12,037	△ 12,037	3,565	3,565	15,249	6,777
当期末残高	1,000	250	－	250	60,689	60,689	△ 3,486	58,453

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	397	397	22	52,095
当期変動額				
剰余金の配当				△ 1,391
当期純利益				5,266
自己株式の取得				△ 4,668
自己株式の処分				7,570
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3	3	－	3
当期変動額合計	3	3	－	6,780
当期末残高	400	400	22	58,876

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てして表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　　定率法を採用しております。

なお、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については３年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金　　役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上し、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

また、当事業年度については年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく必要額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準　　当社の収益は、関係会社からの受取配当金、不動産賃貸料等になります。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。不動産賃貸料については、賃貸契

約期間に基づく契約上の収受すべき賃貸料を基準として、その経過期間に対応する収益を認識しております。

５．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更等）

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号　2020 年３月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第 86 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号　2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号　2019 年７月４日）第 44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

・関係会社株式の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
関係会社株式	34,802

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成した各関係会社の計算書類を基礎とした１株当たりの純資産額、若しくは１株当たりの純資産額に買収時において認識した超過収益力を反映させたものを実質価額として、当該実質価額と取得原価とを比較し、減損処理の要否を判定しております。

減損処理の要否及び実施する場合の金額は、純資産の回復可能性、超過収益力の毀損の有無及び毀損している場合の当該毀損金額に依存しており、関係会社株式の評価における重要な仮定は、主に関係会社の将来計画における収益性の見込みとなります。

これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（追加情報）

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシア・ウクライナ情勢の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大及びロシア・ウクライナ情勢等の地政学的リスクは、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、現時点で当社グループに及ぼす影響を予測することは困難ですが、この影響は翌事業年度（2023年３月期）の一定の期間にわたり継続するという一定の仮定に基づいて、当事業年度（2022年３月期）の会計上の見積りを行っております。

なお、上記における仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びロシア・ウクライナ情勢等の状況や経済への影響によっては、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

１．関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,579百万円
短期金銭債務	215百万円

２．偶発債務

関係会社の仕入先に対する保証

シー・エフ・デー販売株式会社	681百万円
	(5,567千米ドル)

３．投資有価証券の賃貸借契約

投資有価証券には賃貸借契約により、貸し付けている有価証券173百万円が含まれております。

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	6,684百万円
販売費及び一般管理費	42百万円
営業取引以外の取引高	61百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,064,359株

（税効果会計に関係する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	630百万円
役員退職慰労引当金	40百万円
貸倒引当金	330百万円
税務上の繰越欠損金（注１）	129百万円
その他	156百万円
繰延税金資産小計	1,287百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△129百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,113百万円
評価性引当額小計	△1,242百万円
繰延税金資産合計	44百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△0百万円
その他有価証券評価差額金	△127百万円
繰延税金負債合計	△128百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△84百万円

（注１）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2022年３月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の 繰越欠損金(※)	0	0	-	-	-	129	129
評価性引当額	△0	△0	-	-	-	△129	△129
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.60%
（調整）	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 36.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
評価性引当額の増減	△ 0.7%
住民税均等割	0.0%
繰越欠損金の税効果未認識	1.0%
その他	△ 0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 4.6%

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)4	科目	期末残高(注)4
子会社	株式会社バッファロー	直接 100%	資金貸借 役員の兼任 人員の出向・受入	配当の受取	3,347	－	－
				資金の貸付(純額)（注)1	5,605	関係会社短期貸付金	5,605
				利息の受取（注)1	44	営業未収入金	6
子会社	シマダヤ株式会社	直接 100%	資金貸借 役員の兼任	資金の貸付(純額)（注)1	－	関係会社短期貸付金	2,600
				利息の受取（注)1	3	－	－
				資金の預り管理(純額)（注)1	1,000	関係会社預り金	1,800
				利息の支払（注)1	0	未払費用	0
子会社	シー・エフ・デー販売株式会社	直接 100%	資金貸借 役員の兼任 債務保証	資金の貸付(純額)（注)1	1,037	関係会社短期貸付金	3,197
				利息の受取（注)1	28	営業未収入金	2
				債務保証（注)2	681	－	－
				保証料の受取（注)2	11	－	－
子会社	株式会社トゥーコネクト	直接 100%	資金貸借	配当の受取	1,335	－	－
				資金の貸付(純額)（注)1	1,200	関係会社短期貸付金	1,200
				利息の受取（注)1	1	－	－
				資金の預り管理(純額)（注)1	2,900	関係会社預り金	3,300
				利息の支払（注)1	0	未払費用	0
				連結納税に伴う受取(純額)	628	未収入金	1,163

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．資金貸借取引の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

２．シー・エフ・デー販売株式会社が仕入先に負う債務の保証を行ったものであり、年率0.22%の保証料を受領しております。

３．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　3,487.95円

２．１株当たり当期純利益　329.23円

（収益認識に関する注記）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。